

令和6年度地域・日本の新たなレガシー形成事業

「戦国最強の武将「上杉謙信公」の魂が眠る戦国最強の山城

「春日山城」の復元実現可能性調査」

報 告 書

令和7年3月

北陸信越運輸局

株式会社グリーンシグマ

目次

1. 事業概要

(1) 事業名称等	P 1
(2) 事業目的	P 2
(3) 業務項目	P 2
(4) 事業の進め方	P 3

2. 事業内容

(1) 春日山城整備計画案の作成	P 5
(2) 文化庁協議の事前準備及び春日山城跡に係る維持管理体制の提案	P 22
(3) 「春日山城跡整備計画検討会」の開催	P 30
(4) 事業報告会の開催	P 32

3. 定例会の実施

4. 別添

- ・国指定史跡春日山城跡整備基本計画（素案概要版）

1. 事業概要

(1) 業務名称等

業務名称、業務期間、発注機関、受注者は以下の通りである。

- ・業務名称：令和6年度地域・日本の新たなレガシー形成事業
「戦国最強の武将「上杉謙信公」の魂が眠る戦国最強の山城「春日山城」の復元実現可能性調査」
- ・実施地域：新潟県上越市
- ・業務期間：令和6年8月2日～令和7年3月14日
- ・発注機関：国土交通省北陸信越運輸局
- ・担当課：観光部観光地域振興課
- ・受注者：新潟市西区坂井700-1
株式会社グリーンシグマ
代表取締役社長 平田 敏彦

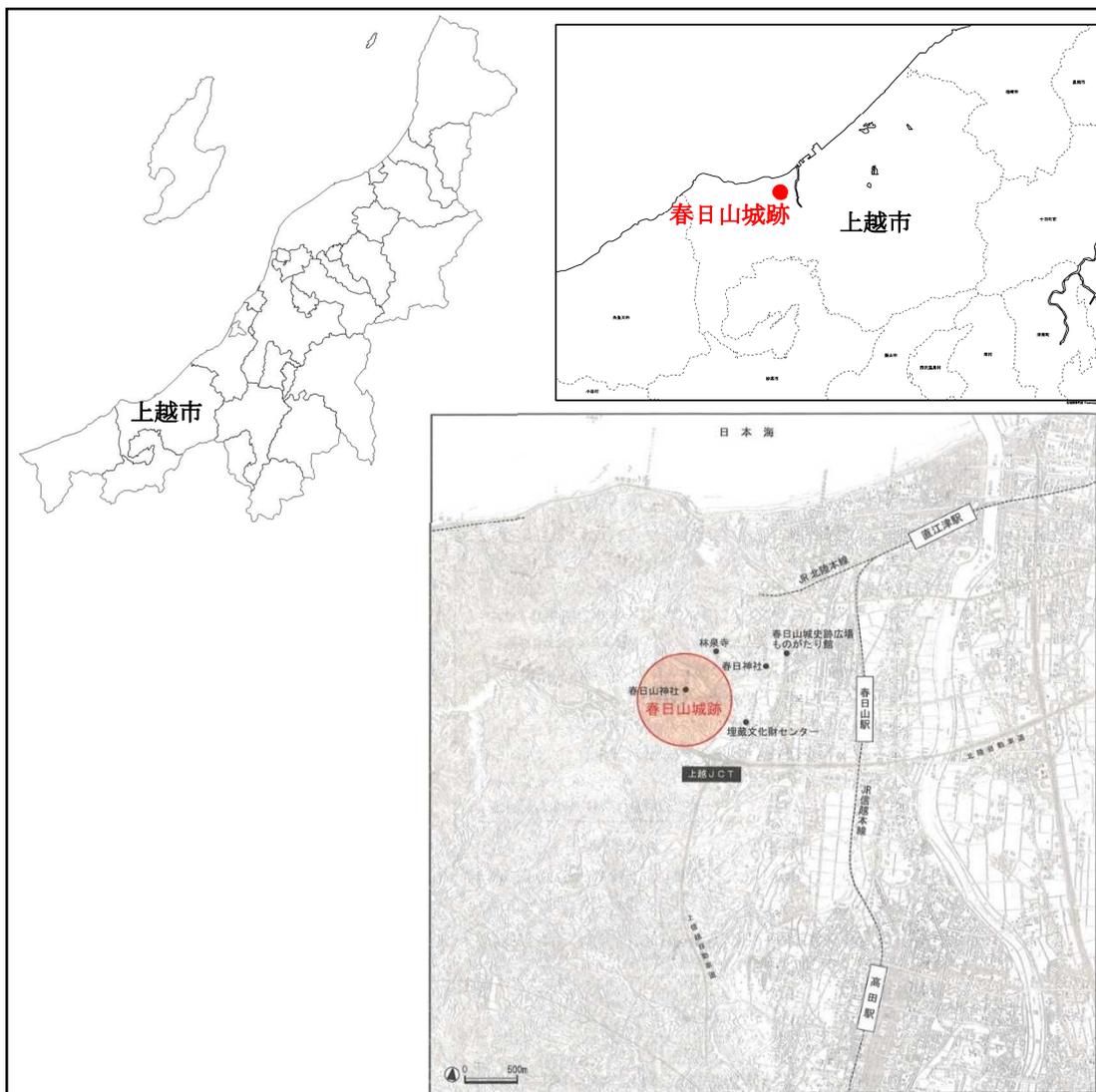


図1-1 実施地域図

(2) 事業目的

将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるよう、地域・日本のレガシーとなる観光資源を形成することが重要である。

戦国時代の名将・上杉謙信公の居城として知られる春日山城は、複雑な自然の地形を巧みに利用し、土木工事により築かれた堅固な城塞は難攻不落の天下の名城といわれ、地域住民たちの保全活動により、空堀跡や土塁跡、井戸跡といった山城の特徴を現代に伝えている。

国指定史跡春日山城跡について、これまで「国史跡春日山城跡保存管理計画書（平成21年3月上越市教育委員会。以下「保存管理計画書」という。）」等により、史跡としての価値を後世に残すことを第一に、環境保全活動等の取組を推進することで、保存と活用が図られてきた。

しかしながら、春日山城跡は非常に広範であること、当時の建造物等が存在しないことから、歴史に詳しい来訪者以外にとって、観光資源としての魅力を理解することが難しい部分がある。

本事業では、2030年に生誕500年を迎える上杉謙信公と春日山城を上越市のレガシーとし、また、全国屈指の規模を誇る往時の春日山城の山容を復元することで、その貴重な歴史的価値の「保存」と、旅行者に感動を与える「活用」を共に推進していくこととする。そのために、本事業において昨年度実施した「令和5年度将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業「戦国最強の武将「上杉謙信公」の魂が眠る戦国最強の山城「春日山城」の復元実現可能性調査」（以下「令和5年度調査」という。）の調査結果を基に、春日山城跡整備計画の検討、有識者からの意見聴取及び地元関係者等との合意形成を図ること等により旅行者満足度の高い観光施策プランの作成を行う。

(3) 事業及び業務項目

1) 春日山城整備基本計画案の作成

令和5年度調査の調査結果及び上越市通年観光計画（令和6年4月策定）等を踏まえ、「国指定史跡春日山城跡整備基本計画（素案）（以下「整備基本計画（素案）」）」を作成する。作成に当たっては、新潟県上越市（以下「連携先」という。）が本事業とは別に検討を進める観光コンテンツ計画（春日山地域観光コンテンツ計画等策定業務）について可能な限り整合を図り反映させる。

業務内容

- ①春日山城跡のゾーニングを検討し、総構復元、堅堀跡などの景観復元（地質調査、排水計画検討等）、春日山全体の排水処理及び法面保護の整備計画を策定する（遊歩道、誘導サイン、休憩施設、トイレ、駐車場及び周辺観光施設（馬場広場等）の整備計画の検討を含む）。
- ②上記①の整備計画におけるパースの作成。
- ③上記①の整備計画における関係者との優先順位の検討及び優先順位を踏まえた全体スケジュールの作成。

2) 文化庁協議の事前準備及び春日山城跡に係る維持管理体制の提案等

本事業を進めるに当たって必要となる関係機関等との連絡・調整、維持管理体制の提案、事業費・維持管理費の算定等を行う。

業務内容

- ①法第125条で定める現状変更等の制限等に関する文化庁との協議に向け、必要となる関係者

との連絡、調整、資料作成及び事業内容の説明。

- ②上記1)の他、必要事項の整理及び維持管理体制の提案並びに全体事業費・維持管理費の算定。

3) 「春日山城跡整備計画検討会」の開催

春日山地域に関する観光有識者による会議を開催し、上記1)の結果を踏まえつつ、当該地域における復元・整備計画の検討を行う。

業務内容

- ①検討会の構成員についてリストアップ及び関係者との調整及び検討。
②有識者会議の運営に係る一切を行うこと。

4) 事業報告会の開催

本事業の成果について、関係者等への報告会を開催する。

業務内容

- ①事業報告会の運営に関する一切を行うこと。

(4) 事業の進め方

本事業は、北陸信越運輸局が連携先と連携して実施するものであるため、受注者は、北陸信越運輸局及び連携先と密接な連携を保ちつつ作業を進め、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をしたうえで実施する。

なお、事業期間中は北陸信越運輸局の求めに応じて随時進捗状況を報告できるようにする。以下に事業及び業務内容のフローを示す。

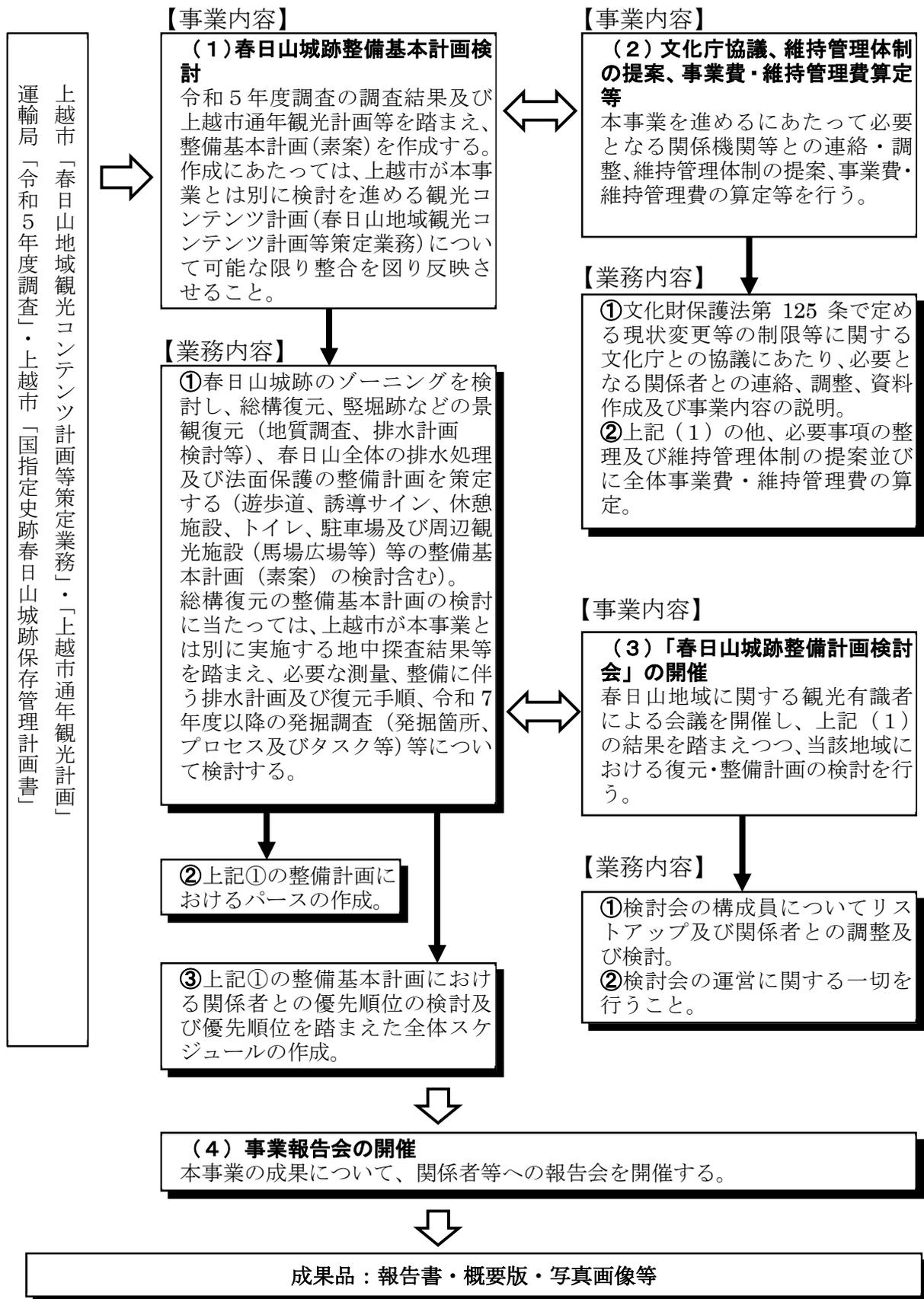


図1-2 事業及び業務フロー図

2. 事業内容

(1) 整備基本計画（素案）の作成

1) 整備基本計画（素案）作成の狙い・方向性

文化財の持続的な保存・活用を実現するためには、地域の民間活力との協働と維持管理や活用に係る資金を確保するための視点も重要となる。そのため本計画では、史跡の将来にわたる保存と維持管理を継続するとともに、国内外からの来訪者を惹きつけ、持続的な来訪や地域経済の向上につながるよう、地域・日本のレガシーとなる観光資源としての活用をふまえた整備基本計画を作成することが狙いである。

①春日山城の歴史的価値の保存と活用に関する基本理念・基本方針を作成

往時の春日山城の山容を復元するための課題や公開活用に関する課題、地形保存や来訪者の安全性・利便性に関する課題、観光資源として活用するための課題、保存・活用のための運営体制に係る課題を抽出し、保存管理計画並びに上越市通年観光計画等と整合を図り、整備基本計画の基本方針を作成する。

②春日山城の歴史的価値の顕在化と観光活用を推進するための整備基本計画を作成

春日山城跡の歴史的価値を地域内外の多くの人達へ分かりやすく伝えるために、史跡の価値の顕在化を図るとともに、来訪者の満足度を高める活用に関する提案を検討し、整備基本計画（素案）を作成する。

なお、本整備基本計画（素案）は「保存活用計画」及び上越市通年観光計画に係わる各種施策を踏まえることとする。



写真 2-1 上杉謙信公像と春日山城跡本丸方面



写真 2-2 復元された総構の堀跡と土塁跡

2) 現地調査

現地調査 3 回、資料調査 1 回を実施した。

【調査実地日時】

①令和 6 年 9 月 3 日（火）地元管理団体へのヒアリング

参加者：北陸信越運輸局、上越市文化行政課、(株)グリーンシグマ

9:00～10:00 春日山町1丁目町内会館で春日山城跡保存整備促進協議会の方
へヒアリング

10:00～12:00 現地調査

②令和6年9月25日（水）春日山城跡の測量地質調査に係る資料閲覧

参加者：上越市文化行政課、(株)グリーンシグマ

10:00～12:00 上越市埋蔵文化財センターにて資料閲覧・借用

③令和6年11月20日（水）ドローン撮影・地盤簡易貫入試験・排水状況調査

参加者：(株)グリーンシグマ

10:00～12:00 現地調査

④令和6年11月25日（月）遊歩道現況調査

参加者：(株)グリーンシグマ

10:30～14:30 現地調査

【調査結果】

①令和6年9月3日（火）地元管理団体へのヒアリング



写真 2-3 ヒアリング調査の様子 1



写真 2-4 ヒアリング調査の様子 2

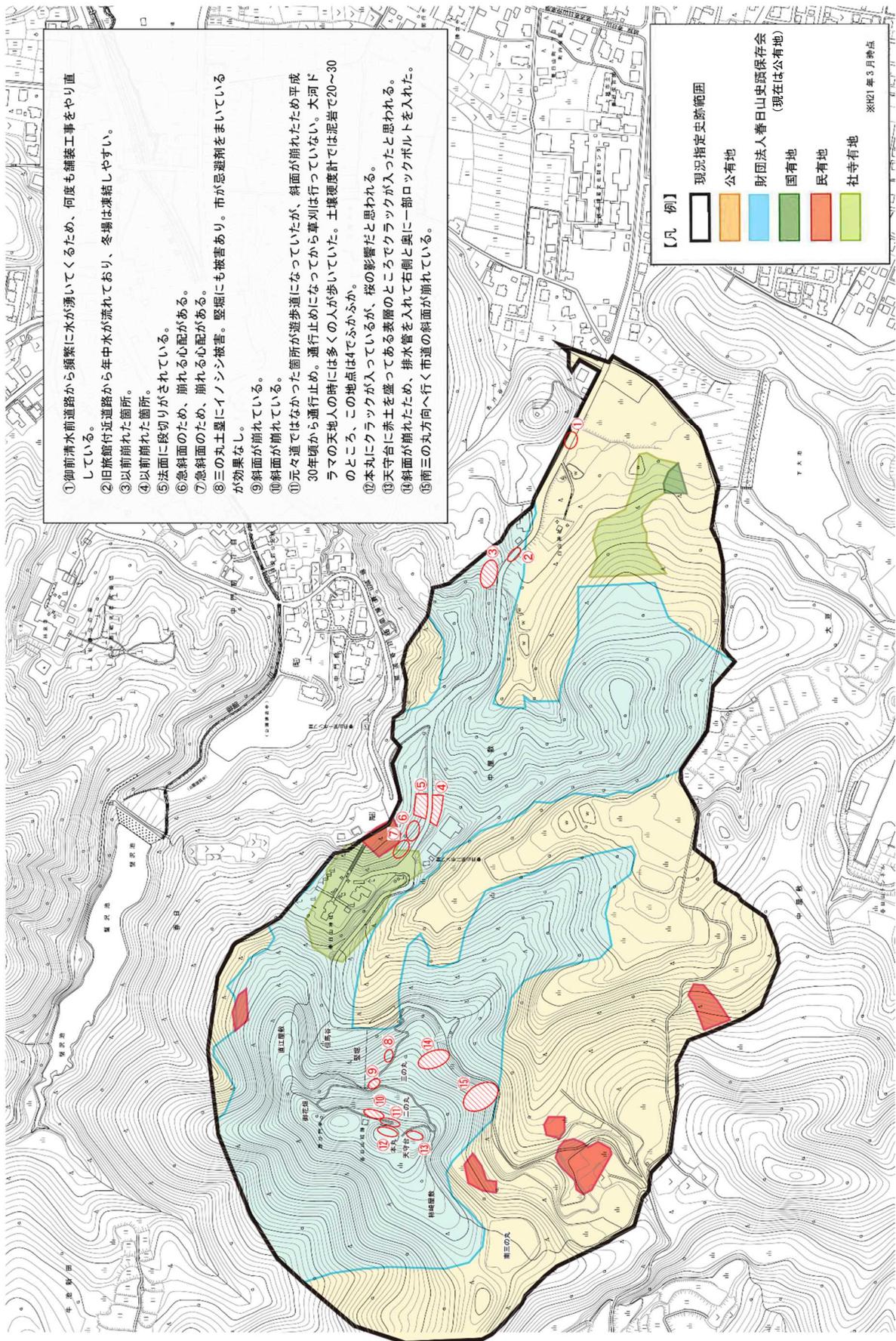


図 2-1 現況調査結果広域図

広域図詳細写真 1



①御前清水前道路から頻繁に水が湧いてくるため、何度も舗装工事をやり直している。



②旧旅館付近道路から年中水が流れており、冬場は凍結しやすい。



③以前崩れた箇所。



④以前崩れた箇所。



⑤法面に段切がされている。



⑥急斜面のため崩れる心配がある。



⑦急斜面のため崩れる心配がある。(駐車場右側の斜面)



⑧三の丸土塁にイノシシ被害。竖堀にも被害あり。市が忌避剤をまいているが効果なし。

広域図詳細写真 2



⑨斜面が崩れている。



⑩斜面が崩れている。



⑪元々道ではなかった箇所が遊歩道になっていたが、斜面が崩れたため平成30年から通行止め。通行止めになってから草刈は行っていない。



⑫本丸にクラックが入っているが、桜の影響だと思われる。



⑬天守台跡の赤土を盛ってある表層のところではクラックが入ったと思われる。



⑭斜面が崩れたため、排水管を入れて右側と奥に一部ロックボルトを入れた。



⑮南三の丸方面へ行く市道の斜面が崩れている。

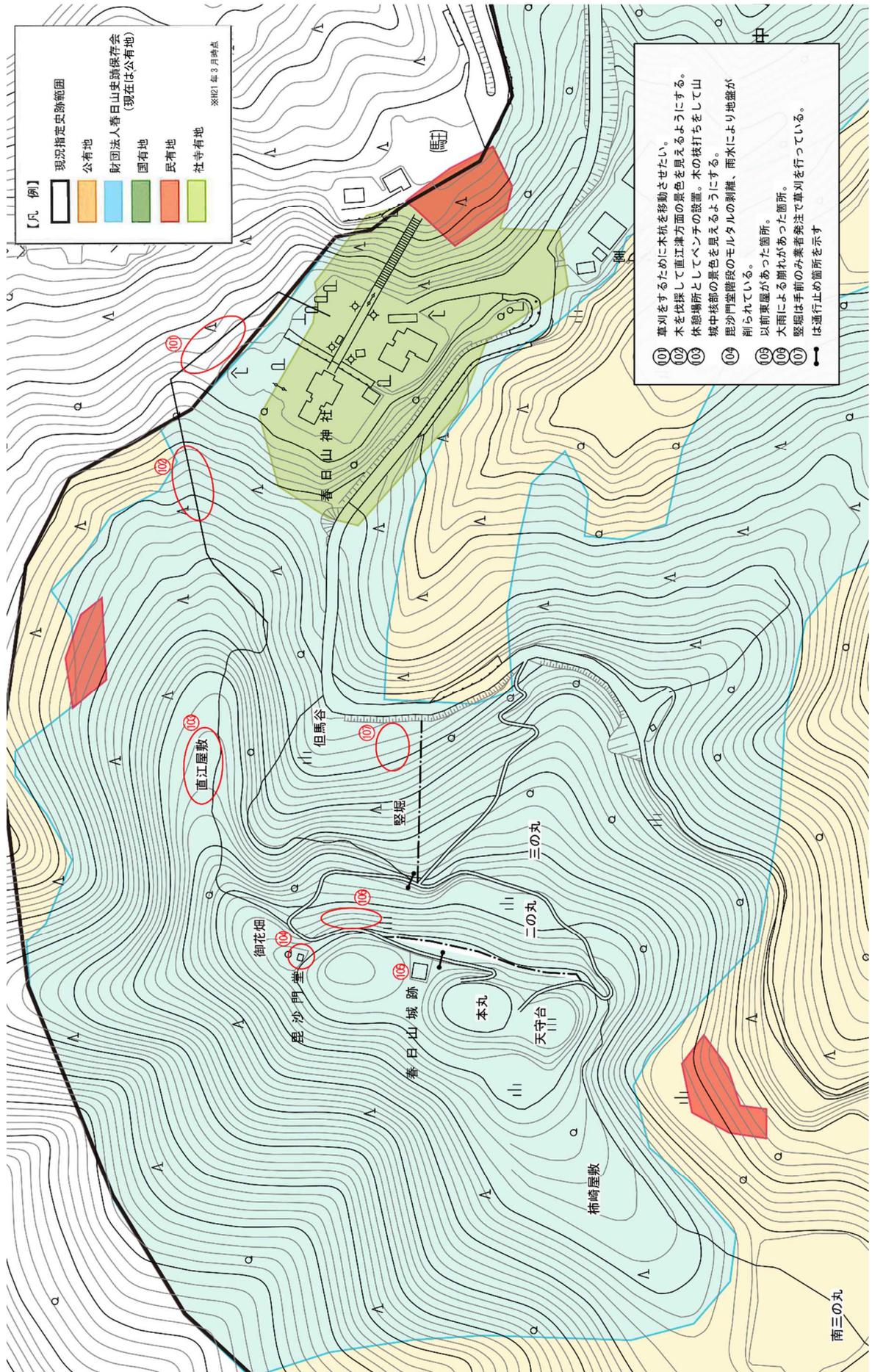


図 2-2 現況調査結果城跡～神社範囲詳細図

城跡～神社範囲図詳細写真



⑩1 草刈をするために木杭を移動させたい。



⑩2 木を伐採して直江津方面の景色を見えるようにする。



⑩3 休憩場所としてベンチの設置。
木の枝打をして山城中核部の景色を見えるようにする。



⑩4 毘沙門堂階段のモルタルの剥離、雨水により
地盤が削られている。



⑩5 以前東屋があった箇所。



⑩6 大雨による崩れがあった箇所。



⑩7 豎堀は手前のみ業者発注で草刈を行っている。

②令和6年9月25日（水）春日山城跡の測量地質調査に係る資料閲覧

表2-1 調査資料一覧

借用書類	
借用期間 令和6年9月25日 令和7年2月28日	
借用書類名	形式・数量
春日山城跡土砂崩落防止工事 経過一覧	図書（クリップとめ）
平成28年度 文災第28-3号 国史跡春日山城災害復旧土質調査業務委託 報告書	図書（ファイル製本）
平成18年度 道管受第18-1-2号 測量設計業務委託 報告書	図書（金文字製本）

③令和6年11月20日（水）ドローン撮影・地盤簡易貫入試験・排水状況調査

ア) ドローン撮影



写真 2-5 山城中核部空撮 1



写真 2-6 山城中核部空撮 2



写真 2-7 山城中核部空撮 3

イ) 地盤簡易貫入試験

現地踏査を行い現地の露頭状況や地表水の排水状況などを確認した。

露頭部分の地山や土砂の硬さや風化の程度を確認するために土壤硬度測定を踏査時に実施した。土壤硬度測定は以下の写真の様に地表面に針を刺すことで硬い地盤程針が刺さらず、針を押し返すため測定器のはかりの数値が大きくなる試験である。

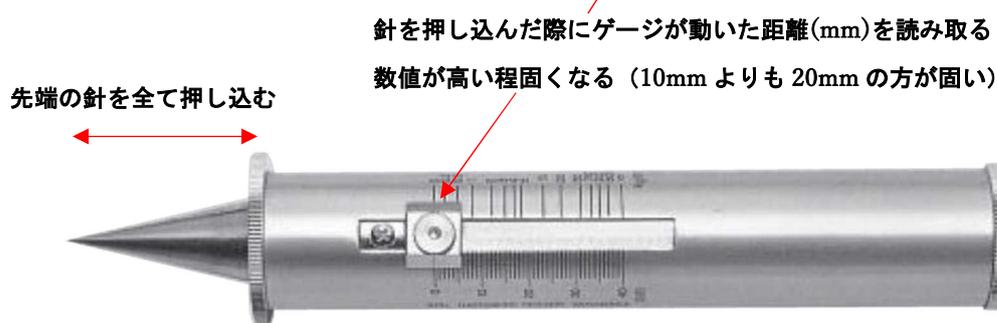


図 2-3 土壤硬度測定状況と試験機模式図

i) 基盤岩の分布と土壤硬度測定結果

現地踏査の結果から天守台跡～直江屋敷跡～春日山神社にかけては尾根であった部分を切り開いて平坦にしている場所であると考えられ、現地でも通路や側面には基盤岩の中ノ俣泥岩部層の風化部と考えられる値のばらつきはあるものの土壤硬度測定で 13～34mm の硬い地盤が露頭している。

一方で、平成 28 年に崩壊した周辺部では当時の調査結果から N 値 10 以下の崩積土が 3～7m 近い層厚で分布しており、同等の標高にある二の丸跡や三の丸跡などの平坦地にも同程度の崩積土が分布していることが考えられる。

また、崩積土の表面は通路などに露頭している基盤岩に比べて軟らかい土砂であり土壌硬度測定で 7mm と軟質な土砂であることがわかった。

このような崩積土が厚く分布している斜面では、表層部の軟質な土砂が降雨の際に表層崩壊を発生させる危険があり、平成 28 年のような記録的な豪雨の際には崩積土の全深度に加えて基盤岩も巻き込んで大きく崩れる可能性が考えられる。

ii) 簡易貫入試験結果

簡易貫入試験は土壌硬度測定で斜面部分に軟質な土砂が確認された本丸跡下の斜面(K-1)、段差が発生しており木杭が施工されている護摩堂跡下方斜面(K-2)、堅堀跡の左岸側斜面(K-3)の3箇所を実施した。

簡易貫入試験結果は図-2 に数値とグラフで示す。

簡易貫入試験結果から本丸跡下方斜面は緩い土砂は数 10cm 程しか堆積しておらず、崩壊の危険は低いと考えられる。

一方で護摩堂跡下方斜面は簡易貫入試験の機材を全て使用して 4.9m まで調査を実施したが硬い基盤岩と思われる部分は確認されなかった。実際に段差が生じている部分であり Nd 値 10 以下の本丸下方斜面の表層のような緩い土砂が 3.0m 近く堆積していることから、二の丸跡まで崩れるような崩壊が発生する可能性が考えられる。また、護摩堂跡下の斜面は 3.0m 以深も基盤岩と思われる部分は確認できず、崩積土が堆積しているものと考えられることから堅堀跡付近までの範囲で大規模に崩壊する可能性も考えられる。

堅堀跡の左岸斜面で実施した簡易貫入試験結果は 2m 近くまで緩い土砂が堆積していることから小崩壊は発生する可能性が考えられる。

ウ) 地表水の排水状況

現地踏査の中で通路沿いに施工された土水路の配置も合わせて確認した。

降雨時に踏査を行い地表水の流下状況を確認したが、いずれの箇所でも通路付近を観光客が歩くことで土水路よりも地盤が低くなっており、通路沿いを地表水が流下している状況が見受けられた。

結果的には現状の土水路はあまり機能しておらず、今後改修工事を行う際には水路の機能回復が必要であると考えられる。

また、地表水とは別に三の丸跡の下方斜面で湧水により地下水が流出している箇所が認められた。三の丸跡は斜面法尻に井戸跡があり、もともと地下水位が高いことがわかることから、降雨により水位が上昇して斜面末端部から湧水したものと考えられる。

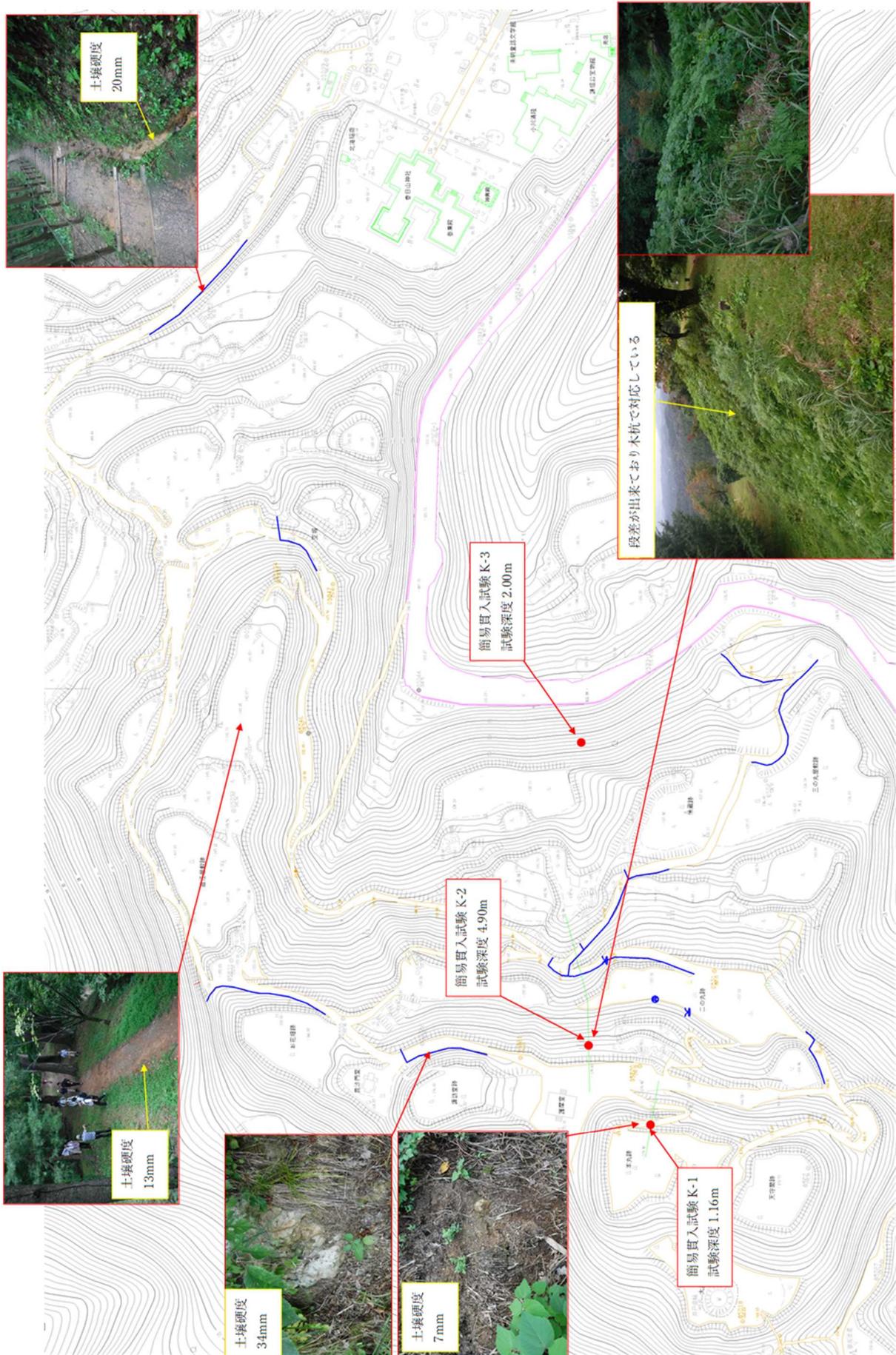
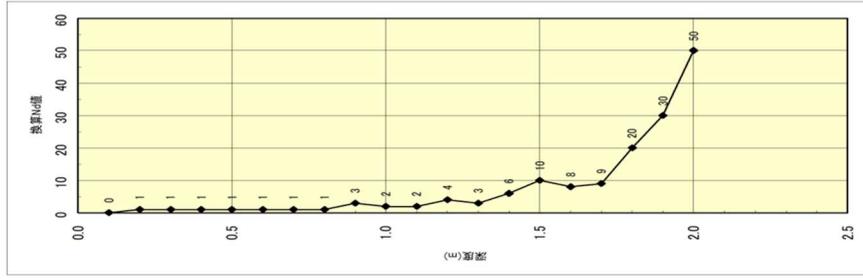


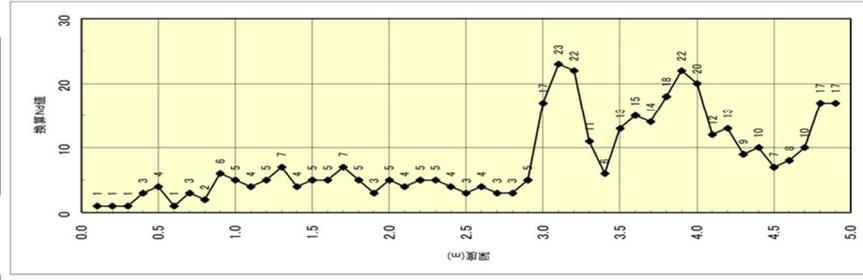
図2-4 土壌硬度測定と簡易貫入試験位置図 Not Scale

試験年月日: 2024/11/20
 試験者: 大塚 奈良



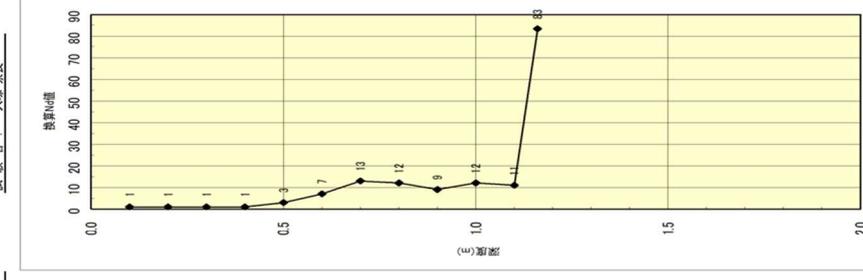
深度 (m)	打撃回数N (回/cm)	貫入量Δh (cm)	換算Wd値 10N/Δh
0.00 ~ 0.10	0 / 10	100	0
0.10 ~ 0.20	1 / 10	100	1
0.20 ~ 0.30	1 / 10	100	1
0.30 ~ 0.40	1 / 10	100	1
0.40 ~ 0.50	1 / 10	100	1
0.50 ~ 0.60	1 / 10	100	1
0.60 ~ 0.70	1 / 10	100	1
0.70 ~ 0.80	1 / 10	100	1
0.80 ~ 0.90	3 / 10	100	3
0.90 ~ 1.00	2 / 10	100	2
1.00 ~ 1.10	2 / 10	100	2
1.10 ~ 1.20	4 / 10	100	4
1.20 ~ 1.30	3 / 10	100	3
1.30 ~ 1.40	6 / 10	100	6
1.40 ~ 1.50	10 / 10	100	10
1.50 ~ 1.60	8 / 10	100	8
1.60 ~ 1.70	9 / 10	100	9
1.70 ~ 1.80	20 / 10	100	20
1.80 ~ 1.90	30 / 10	100	30
1.90 ~ 2.00	50 / 10	100	50

試験年月日: 2024/11/20
 試験者: 大塚 奈良



深度 (m)	打撃回数N (回/cm)	貫入量Δh (cm)	換算Wd値 10N/Δh
0.00 ~ 0.10	1 / 10	100	1
0.10 ~ 0.20	1 / 10	100	1
0.20 ~ 0.30	1 / 10	100	1
0.30 ~ 0.40	3 / 10	100	3
0.40 ~ 0.50	4 / 10	100	4
0.50 ~ 0.60	1 / 10	100	1
0.60 ~ 0.70	3 / 10	100	3
0.70 ~ 0.80	2 / 10	100	2
0.80 ~ 0.90	6 / 10	100	6
0.90 ~ 1.00	5 / 10	100	5
1.00 ~ 1.10	4 / 10	100	4
1.10 ~ 1.20	5 / 10	100	5
1.20 ~ 1.30	7 / 10	100	7
1.30 ~ 1.40	4 / 10	100	4
1.40 ~ 1.50	5 / 10	100	5
1.50 ~ 1.60	5 / 10	100	5
1.60 ~ 1.70	7 / 10	100	7
1.70 ~ 1.80	5 / 10	100	5
1.80 ~ 1.90	3 / 10	100	3
1.90 ~ 2.00	5 / 10	100	5
2.00 ~ 2.10	4 / 10	100	4
2.10 ~ 2.20	5 / 10	100	5
2.20 ~ 2.30	5 / 10	100	5
2.30 ~ 2.40	4 / 10	100	4
2.40 ~ 2.50	3 / 10	100	3
2.50 ~ 2.60	4 / 10	100	4
2.60 ~ 2.70	3 / 10	100	3
2.70 ~ 2.80	3 / 10	100	3
2.80 ~ 2.90	5 / 10	100	5
2.90 ~ 3.00	17 / 10	100	17
3.00 ~ 3.10	23 / 10	100	23
3.10 ~ 3.20	22 / 10	100	22
3.20 ~ 3.30	11 / 10	100	11
3.30 ~ 3.40	6 / 10	100	6
3.40 ~ 3.50	13 / 10	100	13
3.50 ~ 3.60	15 / 10	100	15
3.60 ~ 3.70	14 / 10	100	14
3.70 ~ 3.80	18 / 10	100	18
3.80 ~ 3.90	22 / 10	100	22
3.90 ~ 4.00	20 / 10	100	20
4.00 ~ 4.10	12 / 10	100	12
4.10 ~ 4.20	13 / 10	100	13
4.20 ~ 4.30	9 / 10	100	9
4.30 ~ 4.40	10 / 10	100	10
4.40 ~ 4.50	7 / 10	100	7
4.50 ~ 4.60	8 / 10	100	8
4.60 ~ 4.70	10 / 10	100	10
4.70 ~ 4.80	17 / 10	100	17
4.80 ~ 4.90	17 / 10	100	17

試験年月日: 2024/11/20
 試験者: 大塚 奈良



深度 (m)	打撃回数N (回/cm)	貫入量Δh (cm)	換算Wd値 10N/Δh
0.00 ~ 0.10	1 / 10	100	1
0.10 ~ 0.20	1 / 10	100	1
0.20 ~ 0.30	1 / 10	100	1
0.30 ~ 0.40	1 / 10	100	1
0.40 ~ 0.50	3 / 10	100	3
0.50 ~ 0.60	7 / 10	100	7
0.60 ~ 0.70	13 / 10	100	13
0.70 ~ 0.80	12 / 10	100	12
0.80 ~ 0.90	9 / 10	100	9
0.90 ~ 1.00	12 / 10	100	12
1.00 ~ 1.10	11 / 10	100	11
1.10 ~ 1.16	50 / 6	60	83

図2-5 簡易貫入試験結果

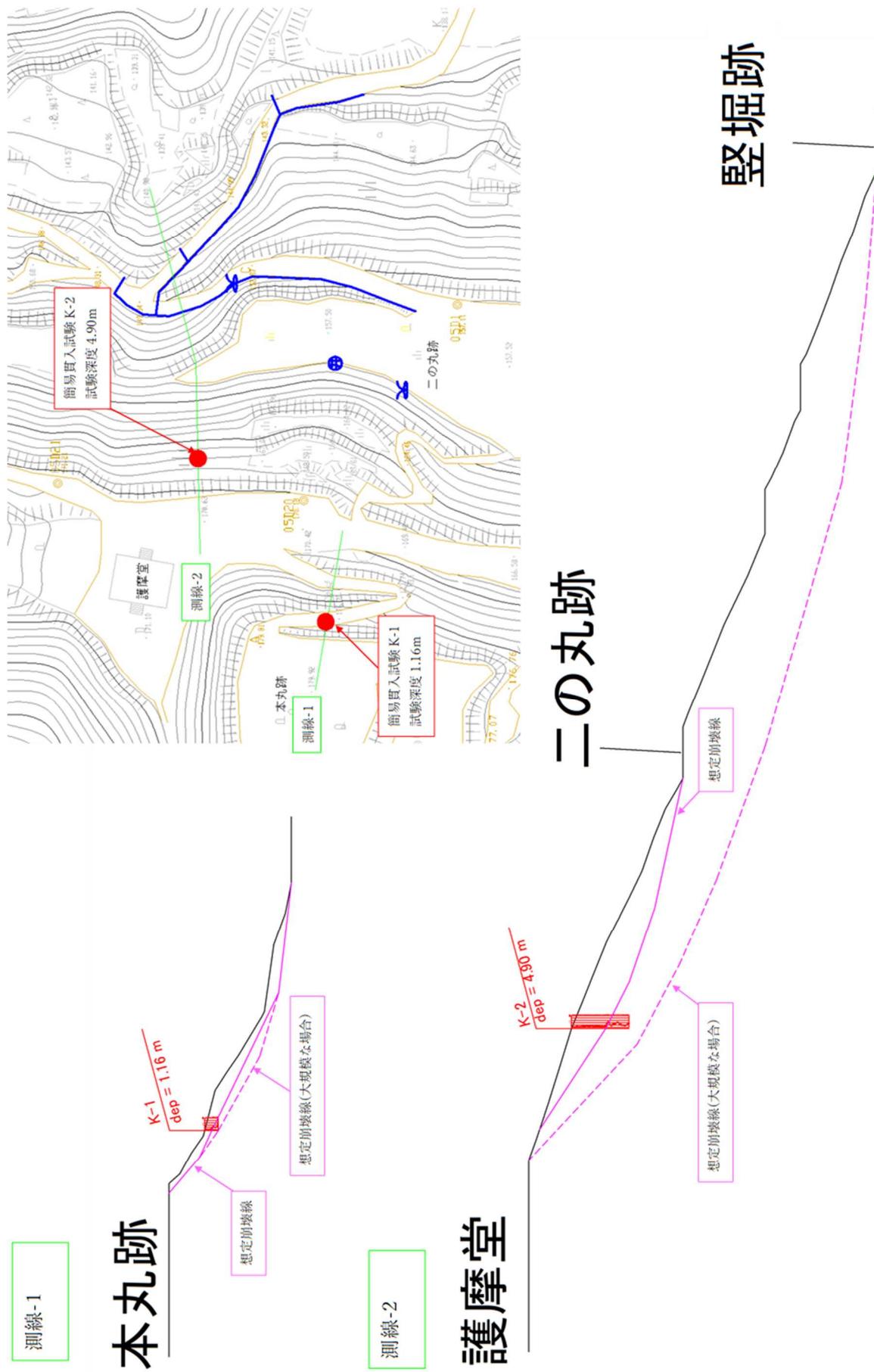


図 2-6 想定崩壊線断面図 Not Scale

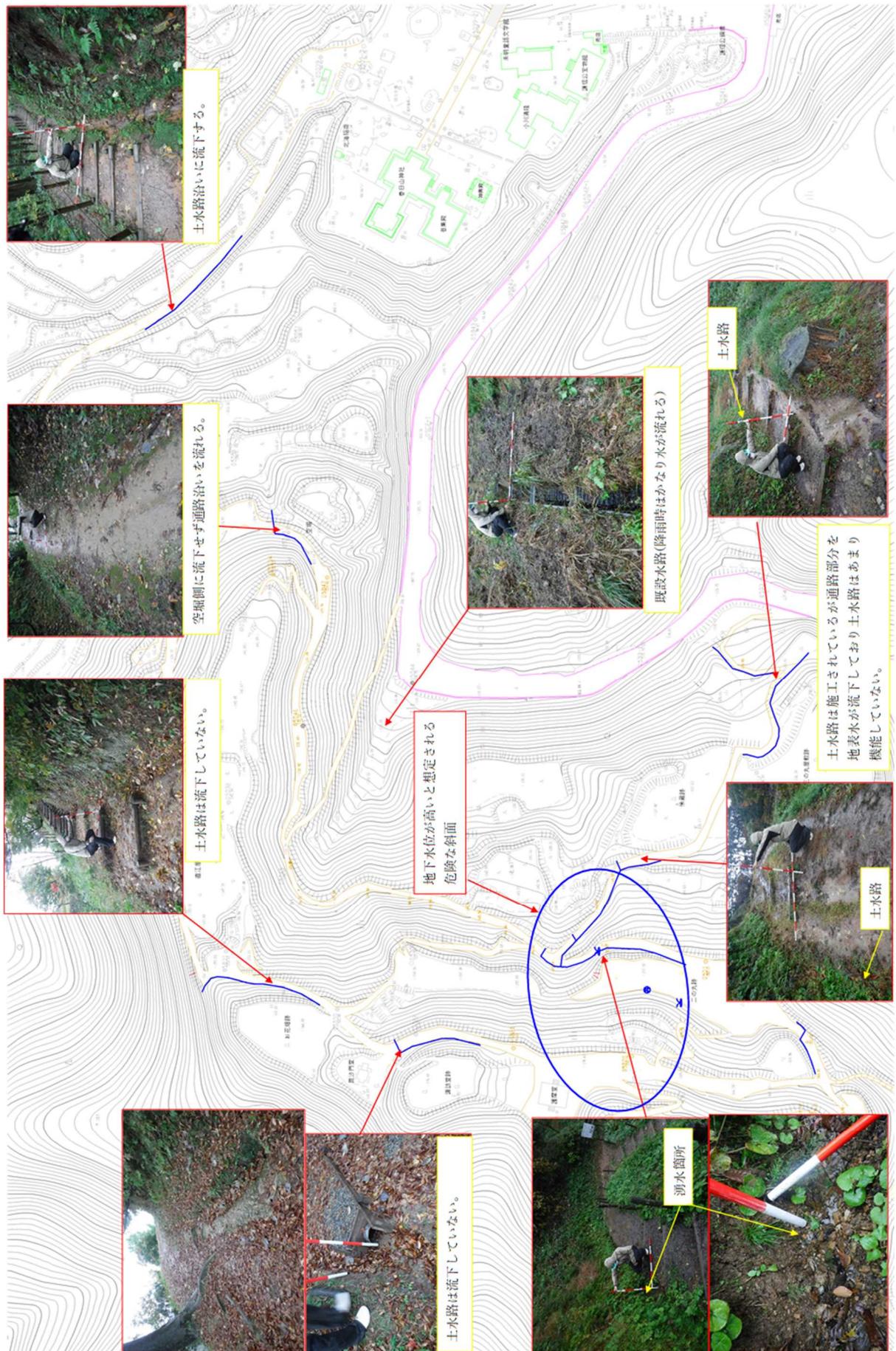


図 2-7 土水路の分布と地表水排水状況

④令和6年11月25日（月）遊歩道現況調査



写真 2-8 竖堀跡底の流水



写真 2-9 遊歩道を流れる雨水



写真 2-10 遊歩道の洗堀状況



写真 2-11 遊歩道の土囊使用状況



写真 2-12 踏面 T65 cm 蹴上 R17 cm
 $T+2R=99 \cdot R/T=0.26=14.7^\circ$



写真 2-13 踏面 T800mm 蹴上 R200mm
 $T+2R=120 \cdot R/T=0.25=14^\circ$

3) 事業説明会

令和6年8月19日（月）15：00より上越市埋蔵文化財センター2階学習室において、事業説明会を開催し、レガシー形成事業におけるR6年度の事業内容並びに上越市通年観光計画のうち春日山地域におけるR6年度の事業内容について当該地域への説明を行った。説明は北陸信越運輸局観光部観光地域振興課並びに上越市文化観光部魅力創造課が行い、受託者は運営補助を行った。

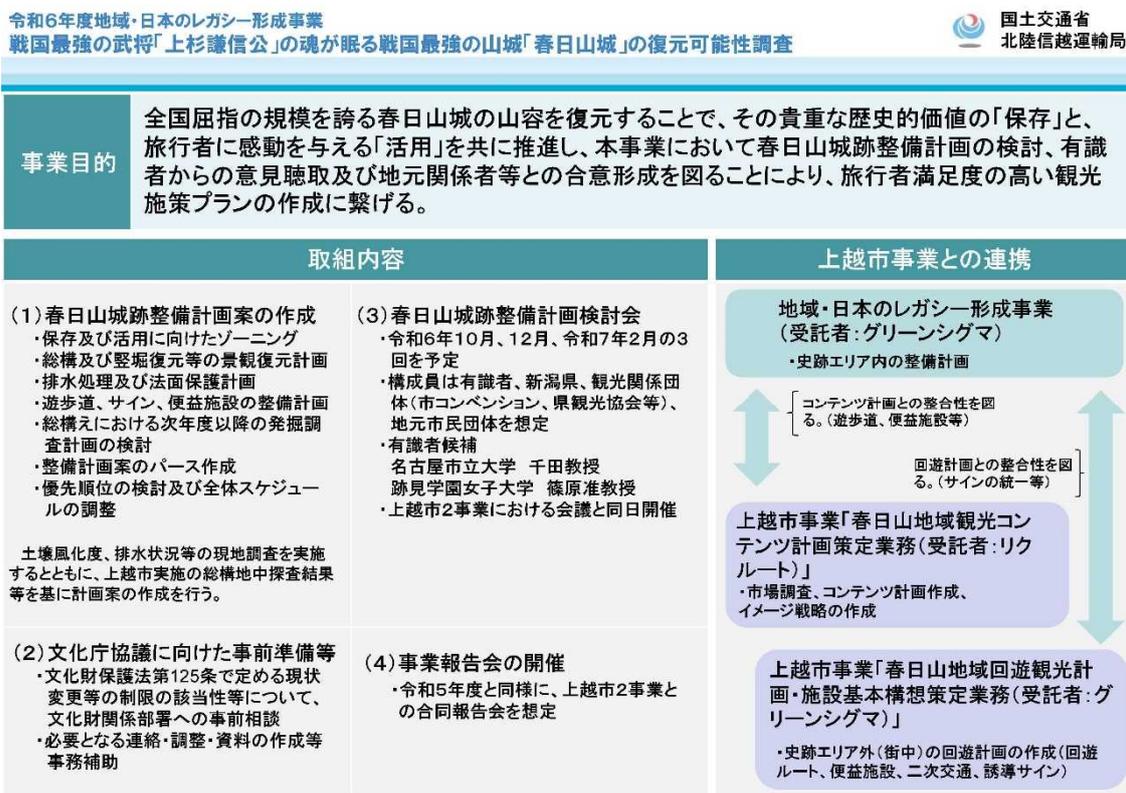


図 2-8 地元説明会資料

4) 整備基本計画（素案）作成の過程

初めに、現地調査をもとに現状の課題を整理し、整備の方針案及び活用に関するゾーニング案を作成した。これをもとに第1回検討会にて協議した結果、来訪者を楽しませる内容を盛り込むことなどの意見が出された。

次に、地盤・雨水排水・遊歩道など詳細な現地調査を行い、具体的な整備内容を作成するとともに、第1回検討会の意見をふまえ、活用のためのソフト事業の提案としてフラッシュアイデア（活用整備一覧表）及び整備基本計画（素案）を作成した。

また、これを基に第2回検討会にて協議した結果、活用に際して没入感のある体験ができることよいことや史跡内の整備について根拠を丁寧に示す必要があること等の意見が出された。

これらをふまえ、整備基本計画の理念と方針を設定するとともに、保存と活用の施策展開について整理し、最終的な整備基本計画（素案）をとりまとめた。この素案について第3回検討会にて協議した結果、史跡の価値を保存し、明確にしながらか多くの人に来訪してもらうための整合性をとることや春日山城跡の活用を文化庁と観光庁が一緒に考えていく必要があることなどの意見が出された。

なお、本整備基本計画（素案）の作成過程においては北陸信越運輸局と適時打合せを行いながら調整を図った。

(2) 文化庁協議の事前準備及び春日山城跡に係る維持管理体制の提案

1) 文化庁協議の事前準備

春日山城跡の現状変更に関する事前準備として、本整備基本計画（素案）の章立てと目次構成は、文化庁協議の円滑化を目的とし、平成27年3月に文化庁から刊行されている『史跡等重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』に記載されている「史跡など整備基本計画－標準となる構成 作成の留意点－」に基づき作成している。

整備基本計画（素案）の中では、保存管理計画書P65-66に記載されている現状変更取扱い基準並びに保存管理計画書P69-72に記載されている方針に従って、保存・活用の整備基本計画を作成している。

①保存管理計画書における保存管理方針

「史跡指定地について、その価値や遺構の状況及び土地利用の現状に基づいてゾーニングし、各ゾーンにおける保存管理、整備公開、現状変更取扱いの方針を示す。続いて、指定地周辺について、将来追加指定して保存・活用を図るべき地域と景観を保全すべき地域と新たに設定し、それぞれにおける保存・監理・活用及び保護の措置の方針を示す。」

「史跡指定地については、城郭跡を形成する遺構が存在する範囲（A・B地区）と、近年の指定拡大により整備公開された平野部の総構地区（C地区）、宗教関連施設、店舗、道路等の施設や家屋等が存在する範囲（D地区）にゾーニングして、その整備活用及び現状変更規制について指針を設けるものとする。」

（出典：保存管理計画書 P65）

表 2-2 遺構の保存管理方針（出典：保存管理計画書 P69-72）

地区名	保存管理方針
A地区	曲輪など良好に残る遺構群の保存を優先する。土砂の崩落防止工事や雨水による流土対策を急ぐとともに、植林された杉の計画的な伐採や植生の管理により史跡本来の姿に修景し、除草等によって遺構を明示するなどして史跡景観の形成をめざす。一部耕作地については、山芋の採取や深耕作等遺構に影響を及ぼす恐れのあるものは望ましくない。
B地区	史跡の現状を保存することを原則とする。また、植林された杉の計画的な伐採や植生の管理により史跡本来の姿に修景し、除草等によって遺構を明示するなどして史跡景観の形成をめざす。防災上の観点からは斜面保護や雨水管理などの必要な措置を講ずる。耕作については、遺構に影響を及ぼす恐れのある山芋採取や深耕作は望ましくない。
C地区	史跡の現状を保存することを原則とするが、平坦地であるため、草刈り等定期的な維持管理や景観保護が求められる。また、管理や景観形成を目的とした活動を図るものとする。居住地に隣接することから、地域住民の生活に配慮した史跡の保存・管理・活用を図るものとする。現耕作地又は史跡の保護上有益な新規耕作地における耕作は可能であるが、山芋採取や深耕作等遺構に影響を及ぼす恐れのあるものは望ましくない。
D地区	地域住民、宗教法人と史跡の共存を図ることを原則とする。地域住民の生活や宗教法人としての活動等を尊重しながら史跡の保存・管理・活用を図るとともに、良好な景観の維持・形成に努める。耕作は可能であるが、山芋採取や深耕作等遺構に影響を及ぼす恐れのあるものは望ましくない。

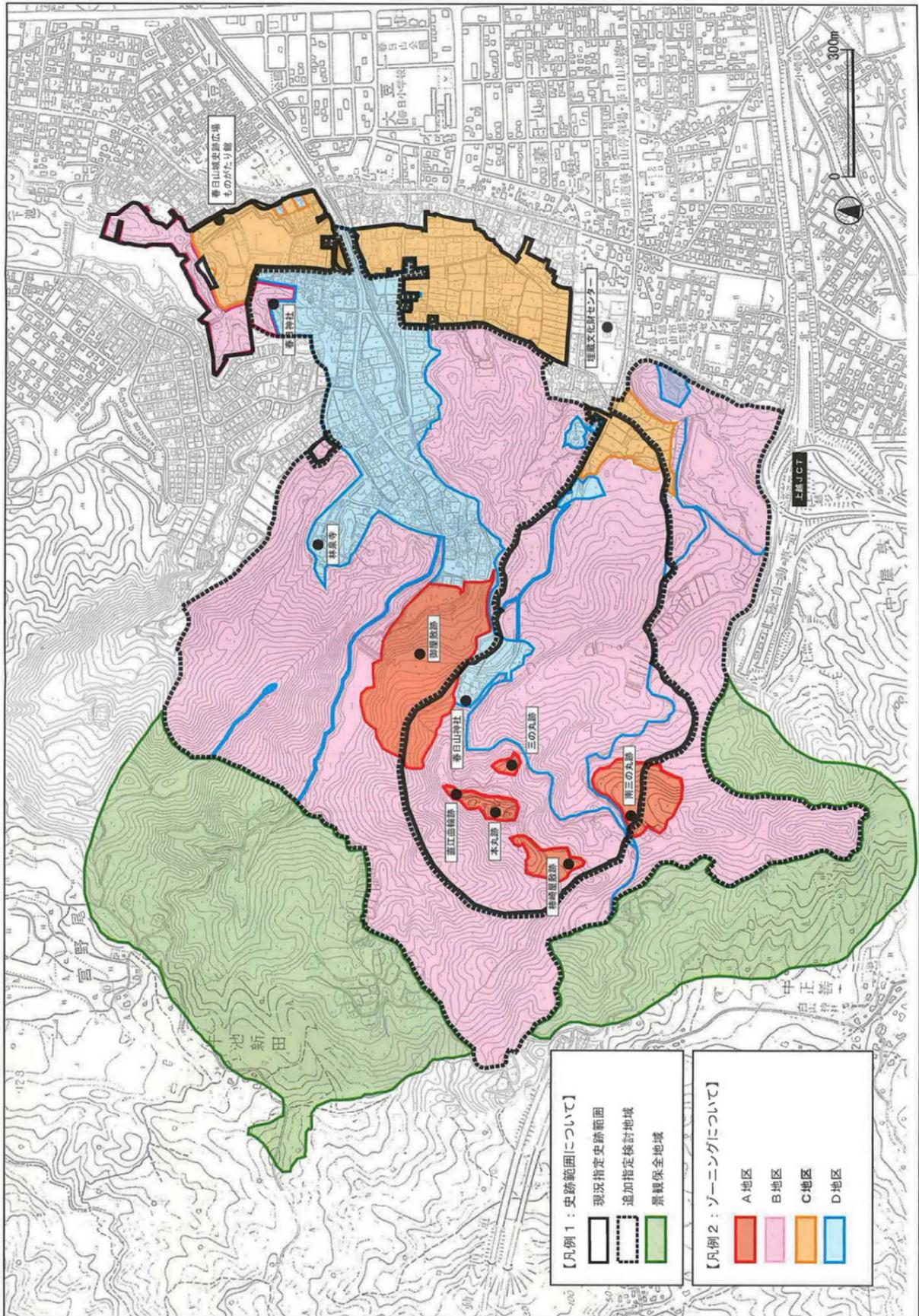


図 2-9 史跡範囲及びゾーニング図（出典：保存管理計画書 P67）

②保存管理計画書における整備・公開方針

保存管理計画書で設定されたゾーン区分(A～D地区)での整備・公開方針を以下のとおり示す。

表 2-3 整備・公開方針 (出典：保存管理計画書 P69-72)

ゾーン	整備・公開方針
A地区	本丸等主要な <u>曲輪で構成される遺構群の保存、整備</u> を目指すとともに本来の通路、道順を整理する。 <u>地形をいかした本来の遺構群の景観を創出し、そこで往時の雰囲気</u> を体験できるような <u>整備公開</u> を目指す。なお、整備公開については、十分な調査成果に基づくものとする。
B地区	防災のための斜面保護対策は早急な課題であり、 <u>春日山城全体について雨水の排水処理等</u> 、総体的な保存修理の措置を講ずる必要がある。本来の通路と後世に敷設された遊歩道の整理と <u>案内・説明板の充実、樹木の伐採等による景観整備</u> を実施する。
C地区	北側は春日山城史跡広場として整備、公開されているが、南側の監物屋敷とされる区域や堀、土塁が整備されていない。また、一部堀、土塁の痕跡を消失している部分もあり、 <u>十分な遺構調査の上、総構を整備し、公開・活用</u> を図る。遺構や景観に影響を及ぼさないよう <u>配慮した上で、歴史関連イベントの開催や地域活動等により春日山城跡の広域的な利活用</u> を図るとともに、 <u>山城部への来訪者の誘導</u> を図る。大手道入口周辺の平坦部については、春日山城跡の正面玄関にふさわしい歴史景観を創出する。
D地区	良好な景観を有する山城導入部として、地域住民の生活との調和を図る。堅固な山城と谷合の <u>生活感を有する里としての環境を保全し、景観の公開</u> に努める。 <u>地形をいかした縄張りに関する案内、説明する施設の充実</u> を行う。

整備基本計画（素案）では具体的な整備において保存管理計画書との整合を図りながら進めていくため、これらのゾーニングに、整備基本計画（素案）で設定した活用のためのゾーニングを重ね合わせたものを作成した。

今後の春日山城跡における保存に係る整備と活用に係る整備においては、この重ね合わせゾーニング図と素案に記載している各整備内容を文化庁協議の準備資料とする。

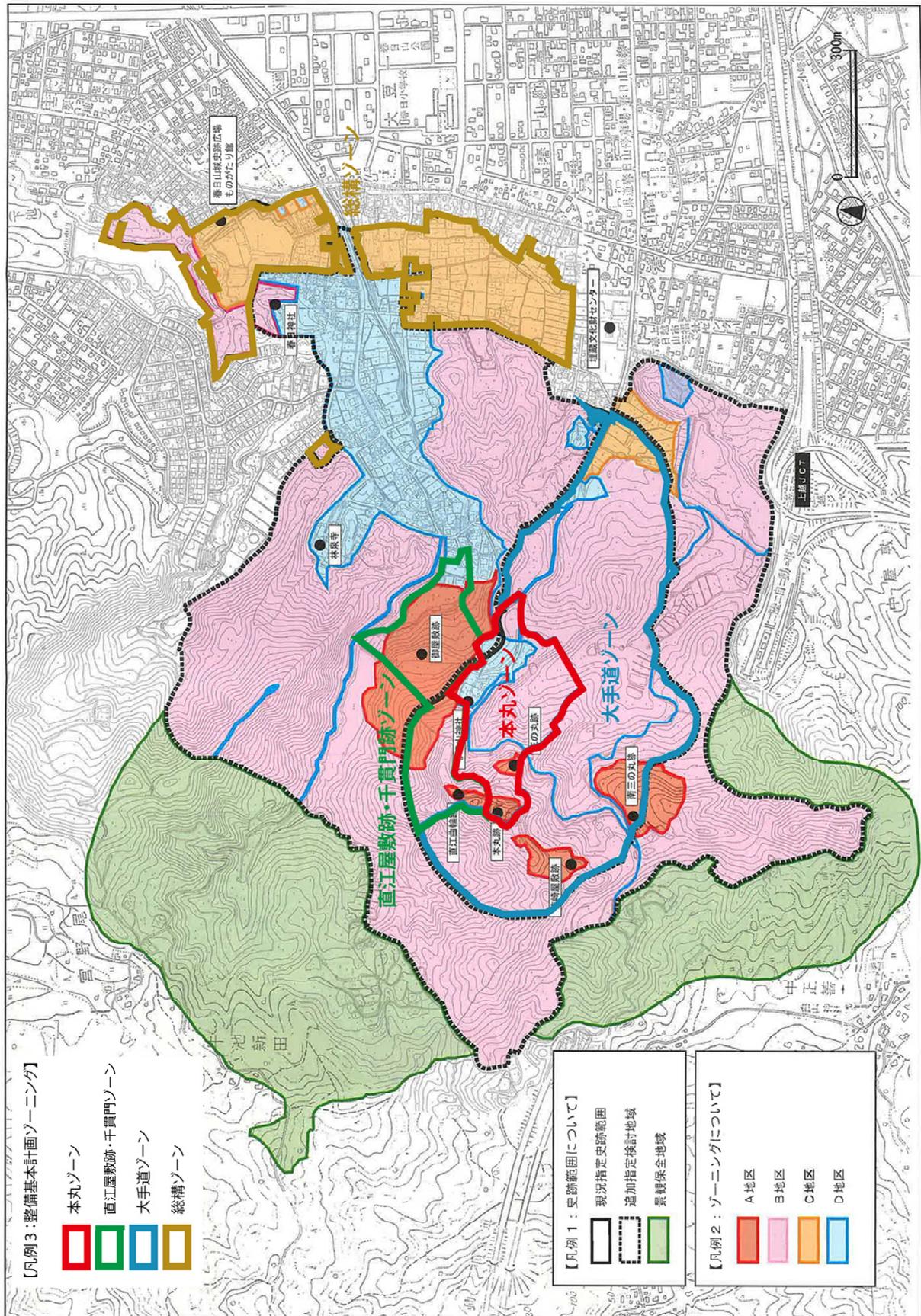


図 2-10 史跡指定地及び活用ゾーニング重ね合わせ図

参考として、文化財保護法の法文を以下に抜粋する。

●文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）（抜粋）

第七章 史跡名勝天然記念物

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない

第十一章 文化審議会への諮問

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第八十四条

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法 第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。） で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。） であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。） の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。） 又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

※チ〜ル（略）

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

2) 春日山城跡に係る維持管理体制の提案

令和5年度調査でのヒアリング結果を基に春日山城跡の保存・活用のための運営体制に係る現状と課題を以下に挙げる。

●現状

現在、史跡の管理運営に係る団体として、主に春日山城跡保存整備促進協議会及び（公社）上越観光コンベンション協会等が挙げられる。

春日山城跡保存整備促進協議会では、春日山城跡の山体部での春の大清掃、定期的草刈り(3回/年)を実施しており、春日山地区19町内会に動員をかけるほか、上教大など9団体に参加を要請し、毎回200人程度が集まっている。また、散策会や講演会の開催の他、小中学生へ向けた活動を行っている。小学校の活動支援(各々1回/年)としては総合学習の一環として、4年生全員を対象に春日山城跡の歴史授業の後、「山での松葉かき」を実施している。中学校の生徒会活動で行う「土の一袋運動」に協力して連携するなど、地域住民との協働による活動を続けている。

（公社）上越観光コンベンション協会では、来訪する個人や団体向けに観光ボランティアガイドによる春日山城跡の案内を実施しており、当該ガイドの育成も行っている。また、上越市からの委託事業として「越後上越上杉おもてなし武将隊」の活動を実施している。さらに、謙信公祭の開催に合わせて市の駐車場をグルメ会場にするなどの企画運営を行い、イベントの際に市内各地区の飲食店に出店要請を行っている（20店舗程度）。

◆課題

春日山城跡保存整備促進協議会では、協議会メンバーの高齢化が課題となっており、これまでの活動を継続することが今後懸念されるところ。加えて、春日山城跡の保全等に関する上越市の窓口が複数あることから、地域住民と行政（観光・文化・道路部局等）との連絡体制が煩雑となっていること等が課題となっており、地域からの相談等についてワンストップで対応できる仕組みづくりが必要とされている。

春日山城跡への来訪者は専門的な知識を持つ方が多く、来訪者自らが春日山城跡の歴史等について事前に下調べをしてくることもあるため、ボランティアガイドのニーズはそれほど高くない状況である。そのため、（公社）上越観光コンベンション協会では、旧態依然のガイドの案内を今後どのように変えていくかが課題となっている。また、観光コンテンツの造成や求める来訪者像の設定等について、外部からの助言や提案を必要としているところ。

これらのことから、上越市担当部局同士による一層の連携強化を図るとともに、管理運営や利活用に係わる各種団体の人材育成と連携・協働、さらには有識者や関連企業との連携を推進し、保存・活用のための運営体制づくりと個人・団体とも参加しやすい仕組みづくりを整える必要がある。

なお、保存・活用のための運営体制づくりについては、保存、管理、活用整備、活用企画運営を行う主体となる部局や団体を明確にし、関係する機関や団体が協力しあう体制づくりが必要である。

以上をふまえ、監理運営体制を以下に提案する。

①基本事項

- ・春日山城跡の整備、管理・運営に関しては、市の担当部署(文化行政課・魅力創造課)を中心に据え、関係各課、各機関と広く連携しながら行う。整備完了後は、管理・運営についての統括的な事務局などを設置する。
- ・管理・運営については、学校や地元企業・団体、地域住民が積極的に関われる機会を創出し、市民全体で史跡を守っていく気運の醸成に資することを目指す。
- ・保存・管理については、市と春日山城跡保存整備促進協議会などの関係団体が協働し、活動を継続することを目指す。

②管理・運営体制（案）

管理・運営などの体制（案）を以下のとおり示す。

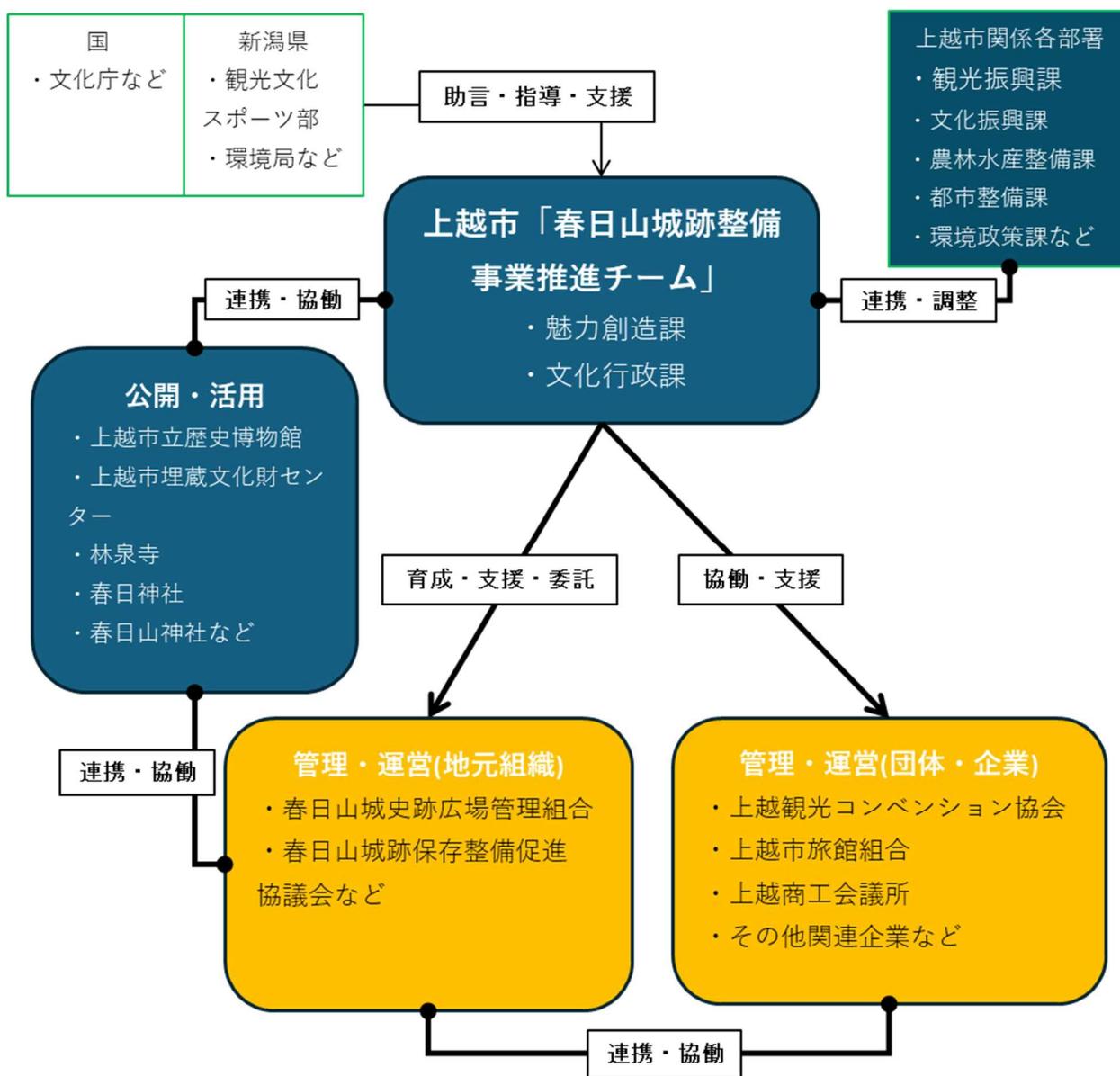


図 2-11 管理・運営等の体制（案）

(3) 「春日山城跡整備計画検討会」の開催

本計画の策定作業にあたっては、計画に関する幅広い知識を聴取することを目的として、「春日山城跡整備計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、検討会の構成員は以下9名とした。また検討会にかかる素案の作成や委員等の連絡調整を担う事務局も設置した。

表 2-4 検討会の構成員

構成員

一	区分	氏名	所属・役職
1	城郭考古学に関する識見	千田 嘉博	名古屋市立大学教授
2	観光振興に関する識見	北 真理子	(株)リクルートじゃらんリサーチセンター 研究員
3	観光振興に関する識見	◎篠原 靖	跡見学園女子大学准教授
4	観光振興に関する識見	野本 聡	(株)JTB イオン上越店店長
5	関係団体	○折橋 修	春日山城跡保存整備促進協議会会長
6	関係団体	櫻田 哲也	(公社)新潟県観光協会課長
7	関係団体	福島 大	(公社)上越観光コンベンション協会 誘客宣伝課長
8	関係行政機関	小田 佳代子	新潟県観光文化スポーツ部観光企画課長
9	関係行政機関	新保 誠吾	上越市教育委員会文化行政課長

※◎は座長、○は副座長

表 2-5 検討会における協議概要

検討会開催

開催回	開催年月日	協議事項
第1回 検討会	令和6年 10月11日	1) 史跡春日山城跡の整備等に係るこれまでの取組及び今後の想定フロー等 2) 史跡春日山城跡の現状課題・方針案 3) 活用に関するゾーニングと現状課題・方針案
第2回 検討会	令和6年 12月18日	1) 史跡春日山城跡整備基本計画素案の方向性について 2) 史跡春日山城跡整備基本計画素案について 3) 今後の検討内容の提案について
第3回 検討会	令和7年 2月19日	1) 史跡春日山城跡整備基本計画素案について 2) 施策展開について



写真 2-14 第 1 回検討会



写真 2-15 第 2 回検討会



写真 2-16 第 3 回検討会

(4) 事業報告会の開催

レガシー形成事業の推進にあたり、協力いただいた団体等に、事業の検討結果を説明することで、事業の理解を深め、今後、地域一体となって取組を推進していくことを目的として、報告会を開催した。

表2-6 事業報告会概要

開催日時	場所	対応者
令和7年 3月12日 16:00～	埋蔵文化財センター 2階学習室	・北陸信越運輸局 ・上越市 ・(株)グリーンシグマ



写真 2-17 事業報告会

事業報告会での主な意見

- 上越市民に対する春日山城の周知ができていない。
- 他の地域との差がなく、売りが無いように思う。面白いと思うような山城の説明があるとよい。発信できる方にPRをお願いしたり、御前清水も健康によいなどPRをしていく必要がある。
- 冬場の観光に対する対策、取組が必要。
- 謙信公のいた時代の街並みを再現するとおもしろい。資料にない物は難しいと思うが、資料がなくても作っている所もある。
- 計画だけで終わらないようにしていただきたい。ものがたり館と埋蔵文化財センターの中間が今回の計画でも取り残されてしまっているため、復元等の整備を進めていただきたい。謙信公の「強さ」というイメージは合っているのか。「義の心」というイメージを定着させなければいけない。杉の木の下を含めた公有地化を行わないと土砂の流出が進み、杉の木の伐採等の整備が進まないため、公有地化を進めていただきたい。
- 回遊ルートとなっている市道周辺の宅地化が近年著しくなっている。この景観を次の時代に良好な形で引き継げるのか心配になっている。
- 観光客を呼び込む前に地域のインフラ整備を行わなければいけない。
- 銅像移設検討に関しては、地元民にとって春日山のシンボルであるため、市民の意見を踏まえ、たうえで検討いただきたい。北側斜面の杉を伐採しないと大正の姿には戻らないが、私有地部分の検討は進めているか。これまで遊歩道や崩落地の整備を行ってきたが、まだ整備しきれていないため、修復整備を先に進めていただきたい。冬場のものがたり館の駐車場は水が溜まってしまうため駐車場整備を行っていただきたい。

3. 定例会の実施

素案作成作業においては北陸信越運輸局、上越市、上越市業務受注者、本業務受注者が参加した合同会議を開催し、各事業の進捗報告並びに調整を行った。

表3-1 合同会議開催概要

開催回	開催日時	開催方式	協議事項
第1回	令和6年 9月13日 14:30～	対面 (上越市 第1庁舎 401 会議室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各業務報告 <ul style="list-style-type: none"> ・春日山地域観光コンテンツ計画等策定業務 ・春日山地域回遊計画・施設基本構想策定業務 ・地域・日本の新たなレガシー形成事業 2. 春日山城跡整備計画検討会について 3. その他
第2回	令和6年 10月4日 14:00～	リモート	<ol style="list-style-type: none"> 1. 春日山城跡整備計画検討会について <ul style="list-style-type: none"> ・篠原先生への事前説明について ・篠原先生の春日山視察について ・検討会の進め方について 2. 各業務報告 <ul style="list-style-type: none"> ・春日山地域観光コンテンツ計画等策定業務 ・春日山地域回遊計画・施設基本構想策定業務 ・地域・日本の新たなレガシー形成事業 3. その他
第3回	令和6年 11月5日 14:00～	リモート	<ol style="list-style-type: none"> 1. 春日山城跡整備計画検討会について 2. 各業務報告 <ul style="list-style-type: none"> ・春日山地域観光コンテンツ計画等策定業務 ・春日山地域回遊計画・施設基本構想策定業務 ・地域・日本の新たなレガシー形成事業 3. その他
第4回	令和6年 12月3日 14:00～	リモート	<ol style="list-style-type: none"> 1. 検討会スケジュールについて 2. 事業の進捗報告 <ul style="list-style-type: none"> ・春日山地域観光コンテンツ計画等策定業務 ・春日山地域回遊計画・施設基本構想策定業務 ・地域・日本の新たなレガシー形成事業 3. その他
第5回	令和7年 1月14日 14:00～	リモート	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次回検討会までの流れの確認 2. 次回検討会の進め方について 3. 基本デザイン等へのご意見について 4. 世界観やコンセプトについて
第6回	令和7年 2月4日 14:00～	リモート	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次回検討会のスケジュール（前日、当日） 2. 次回検討会の内容 3. 事業の進捗 4. その他

4. 別添

- ・ 史跡春日山城跡整備基本計画（素案概要版）